

令和6年第10回 北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月25日(金) 午後4時03分から午後4時18分

2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室

3. 出席委員 (10人)

10番 善岡 浩樹 (会長)	7番 松田 力 (会長代理)	
1番 永井 稔	2番 高田 秋光	3番 山外 明人
4番 植松 春雄	5番 川島 史伸	6番 澤田 正人
8番 川瀬 崇	9番 藤崎 正雄	

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第 1	会議録署名委員の選出	植松 春雄 川島 史伸
第 2	会議書記の指名	長谷局長、滝上推進員、清水野主事
第 3	農政報告	参 与 續木課長
第 4	会務報告	事務局 長谷局長
第 5	議事参与の制限	なし
第 6	報告第17号 農業者年金 (旧制度・老齢年金) 裁定請求の進達について	
第 7	報告第18号 農業者年金 (新制度・老齢年金) 裁定請求の進達について	
第 8	報告第19号 農用地利用集積計画の変更について	
第 9	議案第22号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について	

6. 農業委員会事務局職員

長谷育男事務局長・滝上和昭農地推進員・清水野梨希主事

7. 参与

續木敬子産業課長

事務局長(長谷)	<p>みなさんお疲れ様です。 只今から令和6年第10回農業委員会を開催いたします。 今日は、全委員の出席をいただいております。 それでは、善岡会長よりご挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p>
会 長 (善岡)	<p>大変ご苦労様です。秋の収穫作業も大分順調に進みまして、大豆類を残す程度となりました。今後は白大豆が終わり黒大豆の収穫が始まると聞いておりますので、今後も事故の無いよう十分注意されて農作業に従事して頂きたいと思っております。</p>
議 長 (会長)	<p>それでは、令和6年 第10回農業委員会総会を開催致します。</p>
議 長	<p>日程第1 会議録 署名委員の選出について 植松委員・川島委員にお願い致します。</p>
議 長	<p>日程第2 会議書記の指名について 会議書記には、長谷事務局長 滝上農地推進員 清水野主事 を配置いたします。</p>
議 長	<p>日程第3 農政報告 續木産業課長お願いします。</p>
参与 (續木)	<p>みなさんお疲れ様です。10月の農政報告をさせていただきます。 始めに鳥獣被害対策の電牧柵についてであります。町内の電牧柵につきましても、大変老朽化が進行しております。また、通い耕作が増えたことによる維持管理の難しさが問題となっていることを確認したところでもあります。改めて今後の運用等について検討して参りますのでよろしくお願いいたします。次に「ひまわりの里」についてありますが、現在来年度事業の実施に向けて関係団体との協議を重ねているところでもあります。みなさんにも順次報告をして参りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。 以上、農政報告と致します。</p>
議 長	<p>日程第4 農業委員会会務報告をお願いします。</p>

事務局長

会務報告 4ページをお開き下さい。
9月26日の総会以降の会務報告はございません。
以上です。

議 長

日程第5 議事参与の制限について
議事参与の制限はありません。

それではこれより、報告3件、議案1件の審議に入ります。

議 長

日程第6 報告第17号 農業者年金（旧制度・老齢年金）裁定請求の進達について、日程第7 報告第18号 農業者年金（新制度・老齢年金）裁定請求の進達について、関連がありますので、一括で事務局より説明願います。

事務局長

5ページをご覧下さい。
報告第17号 農業者年金（旧制度・老齢年金）裁定請求の進達について

平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により読み替えられて、なおその効力を有する者とされた旧法施行規則第26条の規定に基づき、別紙の者に係る旧老齢者年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和6年10月25日提出

次のページをお開き下さい。

老齢年金 番号 84

記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。

受給権者の住所、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、年金の加入期間等については記載のとおりです。説明は以上です。

7ページをご覧下さい。

報告第18号 農業者年金（新制度・老齢年金）裁定請求の進達について

独立行政法人農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、別紙の者に係る農業者老齢年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和6年10月25日提出

次のページをお開き下さい。

老齢年金 番号 152

記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。

受給権者の住所、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、年金の加入期間等については記載のとおりです。説明は以上です。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

日程第8 報告第19号 農用地利用集積計画の変更について、事務局より説明願います。

事務局長

9ページをご覧下さい。

報告第19号 農用地利用集積計画の変更について

別紙の農用地利用集積計画について双方協議の結果、変更したので報告する。

令和6年10月25日提出

次のページをお開き下さい。

令和6年4月総会の農用地利用集積計画の議案にて、
ととの賃貸借に係る計画を承認しておりますが、その後、畑一筆に面積の錯誤があったため、貸付料が変更となりました。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑等なし】

議 長

次に日程第9 議案第22号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について、事務局より説明願います。

事務局長

11ページをご覧ください。
議案第22号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和6年10月25日提出

次のページをお開き下さい。

番号 6-売-20

所有権の移転を受ける者

所有権の移転をする者

所有権の移転内容は、売買です。

移転時期は、令和6年10月28日です。

対価の支払期限は、令和6年12月13日です。

売買価格は、20,396,000円です。

土地の所在は、和41番地2 外16筆、

田が17筆で 面積は80,024.00㎡となっております。

資料の1ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑なし】

議 長

採決いたします。

番号6-売-20承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号6-売-20について承認いたします。
次に番号6-賃-32事務局より説明願います。

事務局長

13ページをご覧ください。
番号 6-賃-32
利用権の設定を受ける者 [REDACTED]
利用権の設定をする者 [REDACTED]
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。
期間は、令和6年10月28日から令和16年12月31日です。
貸付料は、1,600円です。
支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、美葉牛76番地5 外3筆
畑が4筆で 面積 813㎡です。
資料の2ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
6-賃-32、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

日程第9 議案第22号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定については全て承認といたします。

以上で、第10回農業委員会総会を終了致します。

議 長

4 番委員

5 番委員
